



令和3年7月第11号(鶏)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

民間獣医師による飼養衛生管理基準の遵守状況 確認のための立入を行います。

昨年度の、県内における高病原性鳥インフルエンザの大規模農場での発生や連続発生を受け、発生予防対策として飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るため、農場の緊急点検を実施します。

毎年、家畜保健衛生所職員が飼養衛生管理基準の遵守状況について確認を行っていますが、

今年度は、県畜産課が県獣医師会に一部業務委託し、民間獣医師も農場に立ち入ることとなりました。

つきましては、農場立入日の日程調整および立入時の立ち合いにご協力よろしくお願ひします。

【立入内容】

○立入者: 民間獣医師

○所要時間: 約1~2時間を想定しています。

○立入内容:

①飼養衛生管理基準の遵守状況の聞き取り

⇒定期報告の内容を基に確認します。

不十分な事項については口頭での指導を行います。

②衛生管理区域内の消毒設備や防鳥ネット・防護柵等の目視確認

⇒実際に農場に立ち入り、確認します。

不十分な事項については口頭での指導を行います。

③埋却候補地の現地確認

⇒実際に埋却候補地に行き、状況を確認します。

※住所地、埋却地面積がわかるものを予めご用意していただくとスムーズに進みます。

○期間: 10月末まで

立入時に確認する飼養衛生管理基準の一例



看板の設置



ネズミ等の対策

畜舎毎の専用の長靴設置



畜舎の破損の有無



防鳥ネットの破損の有無

○民間獣医師から飼養衛生管理者に日程調整の連絡があります。

○当日は、飼養衛生管理者に御立ち会いただきますよう、
よろしくお願いいたします。

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください